質　問　回 答 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。（PDF 等のフォーマットへ変換しないでください）

2023 年　11 月 20 日

「イラク国保健セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS － ランプサム型）」
（公示日：2023 年　11 月　1 日／調達管理番号：23a00550）について、質問と回答は以下の通りです。

1	p.15 第5条（1）	現状、課題、ニーズの確認について、対象となる6県についての調査となるか、イラク全土・全県を対象とした調査となるか、いずれと理解すればよろしいでしょうか。	第5条(1)に記載させて頂いている通り、国、県、市の各レベルにおける保健セクターの現状、課題、ニーズについて調査していただきたく、対象となる6県に加え、国全体としての政策や動向についても調査していただきたいと考えております。
2	p.15、16 第5条（2）　①から⑤	本調査では 6 病院を対象としていますが、早期に 1～2 病院に絞り込む仕様となっています。この場合、左記項目における②、④、⑤で「各病院」と記載されているのは、6 病院すべてを対象とするのか、ないしは絞り込まれた 1～2 病院のみを対象とするのか、いずれと理解すればよろしいでしょうか。	②、④、⑤については絞り込んだ 1~2 病院について調査していただきたいと考えております。
3	p.17 第5条（3）	結論・提言の対象となるのは、円借款の対象となる 1～2 病院について、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、対象の 1~2 病院に対してご提言いただければと考えております。
4	p.17 第5条（4）	本邦研修および第三国研修における、対象人数や対象者の想定がありましたら、ご提示いただけますでしょうか。	病院運営に係る関係者を各 10 名程度で考えておりますが、内容及び日程等によって変化するかと思いますので、調査開始後に具体的な対象

			者及び人数を確定していければと考えております。
5	p.17 第5条（4） および p.23 2.（2） 1）	本邦研修において、コンサルタントは「実施業務」を担当するとありますが、一方で p.23 の記述において、「国内移動手配に関連し JICA が契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収」といった「受入業務」に含まれると考えられる業務もコンサルタントの業務として指定されています。本調査における業務の切り分けの想定がありましたら、ご提示いただけますでしょうか。	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載の通り、実施業務を行っていただく想定でおります。実施業務として、「来日日程・カリキュラムの作成」、「講師・面談者、見学・実習先等の手配」などを踏まえ、旅行会社との打ち合わせ・調整を行っていただくことになりますので、その意図で記載しておりました。
6	p.22 1.（2）	プロポーザルに記載されるべき項目について、項目がプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月版）と一部異なっておりますが、提案書の目次構成等は、ガイドラインを正として作成することでよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。2023 年 10 月に改訂されたガイドラインを基に作成いただければと思います。
7	p.22 1.（2）	プロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月版）ならびに、2023 年 9 月及び 10 月に実施された貴機構の説明会において、QCBS―ランプサム型においては「要員計画」の提出は不要との説明がありましたが、プロポーザルには含めないという理解でよろしいでしょうか。（少なくとも様式 4－3 については不要と理解しています）	ご認識の通り、2023 年 10 月のガイドライン及び QCBS-ランプサム型の変更に倣い、様式 4-3 については不要です（ガイドライン p.5）。

8	p.23 ２.（２） ２）	渡航回数の目途について、「3 回」とあるのは、イラク国および第三国研修両方を含めての合計 9 数と理解してよろしいでしょうか。また、「3 回」とは「3 人・回」でしょうか、それとも 1 回あたりの人数についてはコンサルタントの提案次第となりますでしょうか、	ご認識の通り、イラク国及び第三国研修の両方を含めた計 3 回になります。1 回あたりの人数につきましては、ご提案していただきたいと考えております。
9	p.25 ４.（1）	報酬について、上限額の規定が示されておりますが、経費精算ガイドライン（2023 年 10 月版）p.42 より「QCBS 方式―ランプサム型」については報酬単価は自由提案（そもそも設定している単価自体を開示する必要もない）と理解しておりますが、その理解で間違いないでしょうか。	全体の上限額内である限りにおいては、弊機構が定時する積算基準や単価の上限額等の範囲を超える提案を妨げるものではありません。 （経理処理ガイドライン pg42 「1. 見積書作成に係る留意事項 （1）見積額の積算」） 内訳に関して、本件では定額計上分があるため、契約書の附属書Ⅲ「契約金額内訳書」の作成が必要です。 （経理処理ガイドライン pg42 「1. 見積書作成に係る留意事項 （4）その他留意事項」）

10	p.27 4.（5）	定額計上のうち、本邦招聘にかかる報酬経費の項で、「国内業務費の発生は想定していない」とありますが、セミナー等の会場費や外部講師等を予定する場合は、本見積の中での提案となりますでしょうか。ないしは、「5.（4）別見積について　3））定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費」の対象と考え、定額を超える別提案・別見積として提案することでよろしいでしょうか。	本邦招へいにかかる国内業務費 300,000 円を定額計上にとして追加します。 定額計上分の合計は27,745,000円となります。
11	p.27 4.（5）	定額計上のうち、安全対策経費の項で、防弾車借上費がありますが、貴機構が指定する会社がありましたら、ご提示いただけますでしょうか。（参考見積を取得するため）	指定する防弾車（警備会社）はございませんが、参考までに弊機構がイラクで契約している警備会社をお伝えさせていただきます(Control Risk)。
12	p.28 5.（10）	「イラク国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、実費精算になります。見積書の積算では、上限額を計上してください。」とありますが、旅費（その他）宿泊費が別見積や定額計上とされていないため、提案時点では競争対象となる本見積額に含める必要があるでしょうか。その場合、契約時にランプサム対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。また、そもそも、競争対象の本見積とするには不適当な費目と考えられるため、本見積には含めないようにすることはご検討いただけますでしょうか。	ご認識の通り、経費精算ガイドライン（2023 年10 月版）p.15 の基準額を計上していただければと思います。一律で上記ガイドラインの上限額を計上することになりますので、競争は生まれないとの理解です。また、実施積算分はランプサム契約には含まれません。エジプトについても上記同様の整理になります。

		また、ここで言う上限額とは何を指しているでしょうか（経費精算ガイドライン（2023 年 10 月版）p.15 の基準額のことでしょうか） 合わせて、エジプトも調整単価の対象国となりますので、こちらも競争対象の本見積に含めるのは不適当と考えられますが、同様にご検討いただけますでしょうか。	
13	その他	プロポーザル作成ガイドライン（2023年10月版）の50,51ページにおいて、くるみんの行動計画策定・周知に関し、同ページの（２）イの2点目に「社内イントラネットで従業員へ周知した日が分かる画面を印刷した書類。なお、計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみとする。」とありますが、社内イントラネットを有していない企業においては、全社員宛メーリングリストでの文章発信等、それに代わる手段によって、社員への周知が確認できる資料を提示することで問題ないでしょうか。	問題ありません。
14	P17 第2章 第5条 （3）	（3）結論・提言（事業の提案）の⑧として「事業効果A）定量的効果（①運用・効果指標、②内部収益率）、B）定性的効果」が提案事項として示されておりますが、本業務の担当はプレ公示時点の 4 名のうちどの要員が担当する想定でしたでしょうか。通常は経済財務分析専門家が必要と理解しております。	プレ公示の注 1 に記載の通り、あくまでもその時点の情報であり、企画競争説明書に基づきご提案ください。

15	P17 第2章 第5条 （4）	（3）本邦招聘及び第三国（エジプト等）でのパイロット研修の企画、実施につき、両者ともに対象は「保健セクター復興事業」で整備しているアルシャトラ病院が対象という理解でしょうか。	ご認識の通り、本邦招聘および第三国での研修は「保健セクター復興事業」で整備しているアルシャトラ病院が対象となっております。
16	P27 第3章 4. （5）	「2　第三国でのパイロット研修」に係る一般業務費は定額計上（3,500,000 円）となっておりますが、これはエジプトを想定した金額という理解でしょうか。 また、期間、人数等により金額は変動すると認識しておりますが、3,500,000 円の定額を想定した際の、参加人数、期間等をご教示ください。	エジプトに限っているわけではないので、よりよい提案があればご提案いただければと思います。 5 名 5 日間程度を想定しております。
17	P27 第3章 4. （5）	「2　第三国でのパイロット研修」に係る一般業務費は定額計上（3,500,000 円）となっており、企画競争説明書では第三国としてエジプト等となっておりますが、最終的に定額計上の範囲を超えた場合は（「定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。」との記載）、契約変更で金額を調整するという理解でしょうか。	現段階で定額計上額を超える見積りとなる場合（根拠資料要）には、別見積を提案いただければと思います。実際に業務を実施するにあたり、見積り額が定額計上を超えてしまった場合には契約変更で金額を調整することも実質的には可能です。
18	P14 第2章 第4条 （6） 1）	現地再委託先及びローカルコンサルタントの安全管理につき、「②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する」となっておりますが、この必要経費は、 現地再委託については、環境影響評価に係る経費（現地再委託費）の定額計上金額	環境影響評価に係る経費（現地委託費）には安全管理上の経費も含まれております。ローカルコンサルタントは上限額に含まれていますが、p.26 に記載の通り、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

		（10,000,000 円）に含まれているという理解でしょうか。あるいは、P26～27 に記載された「2）上限額を超える別提案に関する経費」ないしは「3）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費（安全対策関連費用を含む）」にて別見積で計上するという理解でしょうか。 また、ローカルコンサルタントについては、P26 に記載された「2）上限額を超える別提案に関する経費」にて別見積で計上するという理解でしょうか（ローカルコンサルタントの費用は定額計上されていないため）。	
19	P13 第2章 第4条 （5）	「他方で、渡航禁止地域にあたるバビロン県、・・・・については、再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針である。」となっておりますが、「第5条　業務の内容」の「（1）保健セクターにおける現状、課題、ニーズの確認」についてもローカルコンサルタントが現地踏査するという方針という理解でしょうか。 また、その場合ローカルコンサルタントの費用は上限金額に含まれているという理解でしょうか。	対象病院の絞り込みの結果、渡航禁止地域の病院が対象となった場合の第 5 条(2) ⑦について現知人材の活用をできればと考えておりましたが、第 5 条(1)保健セクターにおける現状・課題・ニーズの確認についても現地人材の活用が相応しい場合にはその旨ご提案いただければと思います。ローカルコンサルタントは上限額に含まれていますが、p.26 に記載の通り、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。
11 月 8 日以降の質問			

20	P19 第 2 章 第 6 条 （6）	「ドラフト・ファイナル・レポート①及び②を統合し、業務内容（5）を含めた本調査の内容を網羅したものとする。」とありますが、第5条に示された業務内容は（4）までとなっております。「業務内容（5）」が指すものについてご教示いただけますでしょうか。	失礼しました。記載に誤りがありました。 ご指摘の部分について、次の通り訂正します。 誤：業務内容（5） 正：業務内容（4）

以　上